

第3章 保育士養成課程（カリキュラム）案

I. 前提（基本的な考え方）

本研究では、保育士養成課程（カリキュラム）を検討するにあたって二つの方向から検討することとした。一つは、現行（平成14年度から施行）の養成課程を基礎に検討していくものである。いまひとつは、現行のものにはとらわれず、現在、また今後の保育士に要請されるニーズに応えるものとして、あらたな視点から、養成課程を考えてみるというものである。ただこの2つの案を考えるにあたって、

- ①社会・時代の要請（保育所保育指針の改定等）に応える必修科目の検討
- ②2年制養成課程の総単位数は、現行通り68単位とする
- ③4年制養成課程は、2年制課程を基礎として、より専門性を深化、拡充させる
- ④仮に4年制資格を創設した場合、現職保育士等のステップアップの仕組みをつくる
- ⑤原則として、専門科目、教養科目とも大綱化して養成校の独自性を保障することなどを共通の前提とした。

II. 保育士養成課程（カリキュラム）A案

1. A案の養成課程について（現行の養成課程をもとに構想）

A案は、現行の保育士養成課程を基本におきながら、保育所保育指針改定の内容を反映させるなど、時代と社会の要請を視野に入れた改編を試みた。

A案の養成課程の構想にあたり、つぎの3点を基本方針とした。①保育所保育指針改定の内容を反映させる。②専門科目、教養科目ともに大綱化し、養成校の独自性を保証する。4年制養成課程においても、独自設置可能な選択必修単位の幅を増やし、学位に見合ったラーニングアウトカムズを大学ごとに担保するという高等教育改革の方向性と歩調を合わせる。③時代と社会のニーズに合わせて、必修科目を入れ替えるなど科目の精選を図る。一方で、前回改定以降の法改正等に鑑み、必要な教科目を追加する。

2. 2年制養成課程の提案

A案の2年制養成課程を、以下のように構想した。

総単位数は、68単位（短期大学士62単位）とし、現行の2年制養成課程から減らさないことをとした。

（1）名称・内容を変更しない教科目

現行の保育士養成課程のなかで、名称・内容を変更しない教科目は以下の通りである。（ ）内は授業形態と単位数を表示している。教養科目は単位数のみを表示している。

- ・「社会福祉」（講義2）・「児童福祉」（講義2）・「養護原理」（講義2）・「養護内容」（演習1）・「基礎技能」（演習4）・「乳児保育」（演習2）・「障害児保育」（演習1）・「保育実習」（実習指導1単位・実習4単位）・「保育内容」（演習6）・「社会福祉援助技術」（演習2）

（2）名称・内容の変更を行う教科目

名称・内容の変更を行う必要があると考えた教科目は次の通りである。

1) 「保育原理」（講義4）→「保育原理」（講義2）+「保育者論」（講義2）

現行の「保育原理」は講義4単位であるが、「保育原理」を講義2単位とし、保育士の倫理、専門性の向上に関する学習の強化を図るために「保育者論」（講義2）を新設。「保育者論」は、保育者の倫理と専門性、職務等を扱う。

2) 「家族援助論」（講義2）→「家庭支援論」（講義2）

子どもの背景にある家庭を支援する、という視点を明確にするために名称変更を行う。また、保育所保育指針の総則、及び第6章において「保育所は家庭との連携を基本としている」「地域の子育て家庭への支援」等の表現が使用されていることから変更する。

3) 「障害児保育」→「特別支援保育」

発達障害、障害児と障害が疑われる子どもへのケア、また障害受容が難しい保護者支援や対応等

を内容とする。

4) 教育原理

「教育原理」(講義2)では、小学校との連携についても学習内容とする。

(3) 改編を行う教科目

教科目の改編を行う必要があると考えた教科目は次の通りである。

1) 「発達心理学」(講義2)・「教育心理学」(講義2) → 「発達心理学」(講義2)

「教育心理学」(講義2)を「発達心理学」(講義2)に統合する。従来「教育心理学」で扱われてきた内容は「発達心理学」と「教育原理」にて扱う。

2) 「小児保健」(講義4・実習1)・「精神保健」(講義2) → 「小児保健」(講義4・実習1)

「小児保健」(講義4・実習1)を、精神保健を含むものと明記した上で5単位とする。小児保健は、医学的根拠に基づき、子どもが健康で安全な生活を送ることのできる保育を実践する上で必要な知識と技術を学ぶ科目とする。おとな精神的な病気(うつ等)の理解とその対応について「精神保健」で扱われてきた経緯があるが、精神的な病気をもつ親への対応等は「家庭支援論」等で扱い、子どもとは分ける。

3) 「小児栄養」(演習2) → 「小児栄養」(講義2)

「小児栄養」(演習2) → 「小児栄養」(講義2)とし、保育の場における実践的な食育に関する学習は、「保育内容」で中心的に行う。

(4) 新設・強化する教科目

新たに開設、強化する教科目は次の通りである。

1) 「計画と評価」(講義2)を新設

保育課程、指導計画、評価等について扱う。保育所保育に限らず児童養護施設や乳児院など福祉施設における計画と評価等も含む。

2) 「保育実習II・III事前事後指導」(講義1)

保育実習II・IIIに保育実習指導1単位を加える。

必修の「保育実習I」と同様に、選択必修の実習にも事前事後の実習指導を対置することは必要である。

3) 教養科目の大綱化

教養科目において、現行では「体育に関する講義および実技」(2単位)が、必修科目として指定されているが、この指定を外し、大綱化を図る。教養科目8単位をすべて学校の裁量で科目指定できるものとする。

4) 必修選択科目を8単位→11単位に増加

系列①～④(系列①「保育の本質・目的の理解に関する科目」、系列②「保育の対象理解に関する科目」、系列③「保育の内容・方法の理解に関する科目」、系列④「基礎技能」)にわたって養成校が設置する選択科目を20単位以上とし、そのうち11単位を、取得すべき選択必須科目とする。養成校の裁量で置くことができる選択科目を増やす。

5) 「総合演習」の必修科目の廃止

「総合演習」を必修科目としては廃止する。

3. 4年制課程に関する提案

(1) 4年制養成課程に関する基本的な考え方

4年制養成課程は、2年制課程に新たに2年間の養成を付加するのではなく、従来の課程を4年制に広げて、充実させる(拡充する)という考え方を基本とする。

A案では、総単位数を90単位(学士124単位)として、養成校の独自性をより打ち出せるよう配慮した。(因みに、幼児二種39単位、一種59単位)幼児一種課程の科目との読み替えについては、大綱化により「教育実習」以外に新たに置かなくてよいように設定できる。

さらに、実習の違いによるA1案とA2案の二通りを構想した。

(2) 新設・強化される教科目(A1案・A2案共通)

新たに開設、強化する教科目は次の通りである。

1) 「施設経営論」(講義2) の新設

「施設経営論」(講義2)を新設する。保育所保育指針「第7章 職員の資質向上」等の内容を扱う。また、施設長の責務、研修、協働、連携等を内容とする。

2) 「家庭支援演習」(演習2) の新設

「家庭支援演習」(演習2、A1案選択必修・A2案必修)を新設する。保護者支援の具体的な方法、地域子育て支援、地域との交流や連携について学ぶ。

3) 「基礎技能」4単位→6単位の増加

「基礎技能」(演習)4単位→6単位に増加する。

4) 実習の充実

< A1案 >

①「保育実習IVまたはV」を設置する。実習の充実を図るため、保育所実習または施設実習を2単位+事前事後指導1単位をおく。

②「児童福祉施設インターンシップ」(必修1)を設置する。実質30時間程度の実地体験を自主的に行う。適切な進路選択に資するとともに、実践経験を積む。

< A2案 >

①「保育実習IVまたはV」を設置。専門性の充実として長期実習を実施する。「保育実習IVまたはV」は、保育所実習または施設実習12単位+事前事後指導1単位である。例えば、13単位の具体案として、ガイダンスに1週、前半6週、中間カンファレンス(養成校)1週、後半6週、最終カンファレンス1週(養成校)で15週などが考えられる。長期実習にあたっては、実習指導の方法等に配慮する。

A2案の大きな特長が、長期実習であるが、その必要性は、以下のとおりである。

- ・保護者支援の重要性が増加しているが、短期間の実習ではその力をつけることができない。子どもとは関わるが、保護者とのかかわりを学ぶだけの時間がない。
- ・保育機能が多様化し、保育士の業務内容も複雑化している。就労場所も広がりを見せており、長期実習は必要になってきている。

・社会福祉士のカリキュラム改正でも実習の充実が図られた。また、海外の研究者に以前から日本の実習の少なさは指摘されているものである。例えばカナダのケベック州のバカラニア制度では、チャイルドケアワーカーは、3年間養成で長期の実習をおいている。

III. 保育士養成課程(カリキュラム)B案

1. B案の養成課程について(あらたな視点から構想)

B案は現行の保育士養成課程にとらわれず、あらたな視点から保育士養成課程を構想するものであるが、作業としてまず、保育士の専門性の抽出を行った。手続きとしては、保育士が働くことが想定される職場を7カ所とり上げ、法律(児童福祉法・児童福祉施設最低基準)や、法律に準ずる文書、国の検討会の報告書等などに基づき、それぞれの職場に必要とされる専門性を抽出した。7カ所の職場の内訳と、専門性の抽出に依拠した法律等は以下の通りである。

- ①保育所(改定保育所保育指針/2008.3.)
- ②子育て支援拠点(地域子育て支援拠点事業要綱/2007.4)
- ③乳児院(社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会「社会的養護体制の拡充のための具体的施策」/2007.7)
- ④児童養護施設(社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会「社会的養護体制の拡充のための具体的施策」/2007.7)
- ⑤障害児施設(障害児支援の見直しに関する検討会報告書/2008.7)
- ⑥認定こども園(認定こども園に関する国の指針:就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準/2006.8)
- ⑦児童館・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブガイドライン/2007.10)

この、①～⑦までの各施設から抽出された内容

のうち、下記の（1）（2）のいずれかに該当するものを「保育士の専門性のコア」と位置づけた。養成年限に関して、ここでは2年制養成課程を基礎（基礎資格）とし、4年制養成課程については2年制養成課程での学びを基礎に、さらに専門性を深めるものと考えた。それゆえ、「保育士の専門性のコア」は、2年制養成課程において学生が学ぶべき内容であり、どの領域で働く保育士にも求められる専門性の共通基盤ということになる。それらは、

- （1）各領域（①～⑦の施設）を横断して共通性が高いもの
- （2）保育士としての専門性の土台となると考えられるもの

である。

「保育士の専門性のコア」として具体的に抽出されたものの例は、以下の通りである。

1) 保護者支援に関すること

- ・保護者のニーズを把握する力
- ・個別援助できる力
- ・家庭と連携していく力
- ・総合的にコーディネート、ケースマネージメントできる力
- ・要望や苦情に対応できる力
- ・必要な情報を収集できる力
- ・虐待に対応できる力
- ・ハイリスクな事柄を見分ける力 など

2) 地域の子育て支援に関すること

- ・地域のニーズを把握する力
- ・個別援助できる力
- ・育児グループ、サークル、ボランティア活動をサポートする力
- ・親同士の関係形成をサポートする力
- ・個別ケース検討を行える力
- ・総合的にコーディネート、ケースマネージメントできる力
- ・子育て情報を受信、発信できる力
- ・世代間交流の場をつくる力
- ・郷土文化を伝承していく力
- ・要望や苦情に対応できる力

- ・虐待に対応できる力 など

3) 保育士の倫理に関すること

- ・保育士として規範となる原理を身につける力
- ・保育士としての責任を果たす力
- ・子どもや家族の主体性を保障する力
- ・いのちに向き合う力
- ・子どもの最善の利益を考えられる力
- ・守秘義務、個人情報の保護を実践できる力
- ・子どもの人権に配慮できる力 など

4) 保育（実践）に関すること

- ・環境や子どもの変化に気づくことができる力
- ・子どものニーズを把握する力
- ・感動を言葉や体で表現できる力
- ・子どもの感情を理解できる力
- ・物事に柔軟に対応できる力
- ・問題意識や課題意識をもつ力
- ・保育の計画とは何か理解し、立案できる力
- ・個別援助できる力
- ・子どもが自発的、意欲的にかかわることができる環境を構成する力
- ・行事を企画し運営していく力 など

5) 自己評価・研修・スーパービジョンに関すること

- ・個別ケース検討を行える力
- ・総合的にコーディネート、ケースマネージメントできる力
- ・実践を通して知識や技術を自ら高めていく力
- ・保育実践を振り返ることができる力 など

6) 学校との連携に関するこ

- ・関係機関との連携を強めることができる力
- ・地域に出向いて家庭を支援する力
- ・総合的にコーディネート、ケースマネージメントできる力
- ・虐待に対応できる力 など

7) 協働（チームケア・保育士同士、他職種、地域との交流や連携、ネットワーク）に関するこ

- ・関係機関との連携を強めることができる力
- ・地域に向いて家庭を支援する力
- ・総合的にコーディネート、ケースマネージメントできる力
- ・虐待に対応できる力
- ・物事を多面的に捉える力 など

2. 2年制養成課程に関する提案

「保育士の専門性のコア」を修得するための保育士養成課程（2年制）を、以下のように構想した。

（1）名称・内容を変更しない教科目

現行の保育士養成課程の中で、名称・内容を変更しない教科目は以下の通りである。（ ）内は授業形態と単位数。教養科目は単位数のみ表示。

- ・社会福祉（講義2）・児童福祉（講義2）・養護原理（講義2）・教育原理（講義2）・発達心理学（講義2）・基礎技能（演習4）・乳児保育（演習2）・障害児保育（演習1）・養護内容（演習1）・家族援助論（講義2）・保育実習（実習5）・教養科目（8）

なお、保育実習（実習5）については、（特に事前事後指導における実習の振り返りに関して）後述する新設の保育実践演習と関連させる。

（2）名称・内容の変更を行う教科目

名称・内容の変更を行う必要があると考えた教科目は次の通りである。

1)保育原理（講義4）→保育原理（講義2）+保育者論（講義2）の形にすることにより、保育士の倫理、専門性の向上に関する学習の強化を図る。

2)社会福祉援助技術（演習2）→相談援助Ⅱ（演習2）と名称変更し、ソーシャルワークについて学ぶ。相談援助Ⅰと相談援助Ⅱの内容の連続性を確保する。（相談援助Ⅰについては（4）新設・強化する教科目の部分で詳述する。）

3)総合演習（演習2）→保育実践演習（演習2）とし、人間の権利と福祉に係わる実践研究を行う。保育士養成課程での学び全体を振り返る科目としての性格をもたせる。

4)保育内容（演習6）→従来の5領域を中心とした学びに加え、養護（生命の保持・情緒の安定）に関する内容を強化し、保育内容総論の内容も含む。

（3）改編を行う教科目

教科目の改編を行う必要があると考えた教科目は次の通りである。

1)教育心理学（講義2）→発達心理学に従来の教育心理学における学習内容を組み込み、保育実践との関連が密接な教科目とする。

2)小児保健（講義・実習5）と精神保健（講義2）→小児保健（講義4・演習1）とし、小児保健の中に、現行の精神保健における学習内容（心身の健康に関する学習）を組み込む。保育所への看護士配置が進むことを鑑み、保育士養成課程では、医学的根拠に基づき、子どもが健康で安全な生活を送ることのできる保育を実践する上で必要な知識と技術を学ぶ。

3)小児栄養（演習2）→小児栄養（講義2）とし、保育の場における実践的な食育に関する学習は、保育内容の中で中心的に行う。

（4）新設・強化する教科目

新たに開設、強化する教科目は次の通りである。

1)地域福祉（講義2）を新設する。これは、保育士が働くいずれの領域においても、施設内だけでなく、地域に目を向けて協働していくことの重要性が高まっている現状を受けている。例えば、保育所は以下のような地域との連携を行っている。

- ・社会的責任としての地域との交流・連携
- ・地域子育て支援
- ・小学校・地域社会資源との連携

- ・地域と連携した支援計画の作成（障害児等）
- ・要保護児童対策地域協議会への参加
- ・地域子育て支援拠点事業

2) 相談援助Ⅰ（演習1）を新設する。保育士が家庭への支援を行う必要性が高まっていること、保育所保育指針において、保育士の保護者への指導が位置づけられたことなどから、保護者指導のためのスキルを学ぶ教科目として設置する。

3) 計画と評価（講義2）を新設する。保育所における保育課程・指導計画、養護系・障害系施設における自立支援計画など、保育士が働くいずれの領域においても、計画の作成と実践の評価は行われる。計画と評価に関する内容に特化した教科目を設置することにより、より専門的かつ具体的な学習が期待できる。

4) 保育実習Ⅱまたは保育実習Ⅲ（実習2）→保育実習Ⅱまたは保育実習Ⅲ（実習指導1+実習2）の形にし、内容を強化する。保育実習における事前事後指導の重要性を考えたときに、必修の保育実習と同様に、選択必修の実習にも実習指導を配置することは必然であると考えた。

3. 4年制養成課程に関する提案

（1）4年制養成課程に関する基本的な考え方

前述したように、ここでは4年制養成課程を、2年制養成課程を基礎（基礎資格）とした上で、より高い専門性を獲得するための課程と位置づけている。4年制養成課程において学ぶ内容については次の2点をポイントと考えている。

1) 保育士が働く領域（前述の①～⑦）それぞれに固有の専門性を深める内容

4年制養成課程では、2年制養成課程（保育士としての専門性のコア・共通基盤）を学んだ後に、さらに2年間かけて各領域の専門性に関する学びを進化させる。

2) 保育士が働くそれぞれの領域に共通するが、高い専門性を必要とするものであり、基礎的な学

習後（2年制養成課程修了後）に学ぶことが適切であると考えられる内容

（2）4年制養成課程修了保育士に求めるもの

4年制養成課程を修了した保育士には、保育に関してより深く、専門領域別に特化した専門性をもち、多様なニーズに応えられる資質・能力をもつことが期待される。

（3）保育士資格について

4年制養成課程修了者の保育士資格は、領域別に分かれず、全ての領域に共通する単一の資格とする。4年制養成課程修了者が幅広い領域で就労でき、それにより、幅広い領域で人材確保が可能になると考えたからである。

（4）保育実習の場について

4年制養成課程の保育実習は、2年制養成課程の保育実習を終了した後、「専門領域に応じた場での実習」として行われる。実習の場については、保育士の業務（児童福祉法第18条の4「児童の保育とともに保護者に対する保育に関する指導」）を根拠に、子どもと保護者支援の両者、あるいはいずれかに係わり、体験的に学習を深めることができる場を範囲とする。また、実習の場を次の4系列に分け、それぞれの系列（専門領域に応じた場）での実習体験が、保育士の専門性に関する学びを深化させることをめざす。

〔実習先の系列〕（ ）内は具体的な実習の場の例

1) 相談援助系（宿所提供的施設・児童家庭支援センター・母子福祉センター・児童相談所・市町村〔児童家庭相談・福祉事務所等〕・社会福祉協議会）

2) 養護系（乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・情緒障害児短期治療施設・婦人保護施設）

3) 障害系（各種障害児施設・各種障害者施設）

4) 保育サービス系（保育所・認定こども園・児童厚生施設・家庭的保育・病棟保育・放課後児童健全育成・その他の保育サービス）

(5) 保育実習の単位について

保育実習の単位については以下の通りとする。

- ・実習：2単位（90時間）
- ・実習指導：1単位

(6) 教科目（保育実習を除く）の履修について

保育実習を除く教科目の履修については以下の通りとする。

1) 単位数：10単位以上を履修する。

2) 教科目の内容：具体的な教科目の設定は行わない。各養成校の独自性を保障し、大綱化するが、「人間の権利と福祉に係わる内容」とする。

2年制養成課程A案・4年制養成課程A1・A2案

保育士養成課程(現行)			2年制養成課程A案		4年制養成課程A案		
系列	教科目	単位	教科目	単位	教科目	単位	
①保育の本質・目的的理解に関する科目	社会福祉(講義)	2	社会福祉(講義)	2	社会福祉(講義)	2	
	児童福祉(講義)	2	児童福祉(講義)	2	児童福祉(講義)	2	
	社会福祉援助技術(演習)	2	社会福祉援助技術(演習)	2	社会福祉援助技術(演習)	2	
	教育原理(講義)	2	教育原理(小学校との連携を含む)(講義)	2	教育原理(小学校との連携を含む)(講義)	2	
	保育原理(講義)	4	保育原理(講義)	2	保育原理(講義)	2	
	養護原理(講義)	2	養護原理(講義)	2	養護原理(講義)	2	
			保育者論(講義)	2	保育者論(講義)	2	
					施設経営論(講義)	2	
系列①の合計単位数		14		14			16
②保育の対象理解に関する科目	発達心理学(講義)	2	発達心理学(講義)	2	発達心理学(講義)	2	
	小児保健(講義4・実習1)	5	小児保健(精神保健を含む)(講義4・実習1)	5	小児保健(精神保健を含む)(講義4・実習1)	5	
	精神保健(講義)	2					
	教育心理学(講義)	2					
	小児栄養(演習)	2	小児栄養(講義)	2	小児栄養(講義)	2	
	家族援助論(講義)	2	家庭支援論(講義)	2	家庭支援論(講義)	2	
					家庭支援演習(演習)	2	
系列②の合計単位数		15		11			13
③保育の内容・方法の理 解に関する科目	保育内容(演習)	6	保育内容(演習) 保育内容総論を含む	6	保育内容(演習) 保育内容総論を含む	6	
	乳児保育(演習)	2	乳児保育(演習)	2	乳児保育(演習)	2	
	障害児保育(演習)	1	特別支援保育(演習)	1	特別支援保育(演習)	1	
	養護内容(演習)	1	養護内容(演習)	1	養護内容(演習)	1	
			計画と評価(講義)	2	計画と評価(講義)	2	
系列③の合計単位数		10		12			12
④基礎技能	(演習)	4	基礎技能(演習)	4	基礎技能(演習)		6
					4年制養成課程A1案		4年制養成課程A2案
⑤保育実習	保育実習I(実習4+事前事後指導1)	5	保育実習I(実習4+事前事後指導1)	5	保育実習I(実習4+事前事後指導1)	5	保育実習I(実習4+事前事後指導1)
	保育実習IIまたはIII(実習)	2	保育実習IIまたはIII 選択必修3(実習2+事前事後指導1)	3	保育実習IIまたはIII 選択必修3(実習2+事前事後指導1)	6	保育実習IIまたはIII 選択必修3(実習2+事前事後指導1)
					保育実習IVまたはV 選択必修3(実習2+事前事後指導1)	6	保育実習IVまたはV 選択必修3(実習2+事前事後指導1)
					児童福祉施設インターナーシップ(実習1)	1	
⑥総合演習	総合演習(演習)	2					
①～④	選択必修	8/17	選択必修	11/20	選択必修	23/30	選択必修((①～④すべての系列から)) 14/26
教養科目	体育に関する講義と実技	2					
		6					
計		68		68		90	90

保育士養成課程B案（参考：幼稚園教諭養成課程）

現行保育士養成課程				改定保育士養成課程（案）				幼稚園教諭養成課程				
								教育職員免許法施行規則				
系列	教科目	形態	単位数	教科目	内容	形態	一年間	四年間	各科目に含めることが必要な事項	二種	一種	専修
①保育の本質・目的的理解に関する科目	社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2	2		教職の意義及び教員の役割			
	児童福祉	講義	2	児童福祉	講義	2	2		教員の職務内容			
				地域福祉	講義	2	2		進路選択に資する各種の機会の提供等			
	保育原理	講義	4	保育者論	講義	2	2	教職に関する科目	2	2	2	
				保育原理	講義	2	2					
	養護原理	講義	2	養護原理	講義	2	2					
	教育原理	講義	2	教育原理	講義	2	2	教職に関する科目	4	6	6	
									教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			
									教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
									幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
②保育の対象の理解に関する科目	発達心理学	講義	2	発達心理学	講義	2	2	教職に関する科目	保育内容の指導法			
	教育心理学		2						教育課程及び指導法に関する科目			
	小児保健	講義	5	小児保健	講義	4	4		教育課程及び指導法に関する科目			
	精神保健	講義	2		演習	1	1		生花指導、教育和諧及び進路指導等に関する科目			
	小児栄養	演習	2	小児栄養	講義	2	2		教育和諧の理論及び方法			
	保育内容	演習	6	保育内容	演習	6	6		教育の方法及び技術			
				計画と評価	講義	2	2		幼児理解の理論及び方法			
	乳児保育	演習	2	乳児保育	演習	2	2		2	2	2	
	障害児保育	演習	1	障害児保育	演習	1	1					
	養護内容	演習	1	養護内容	演習	1	1					
③保育の内容・方法の理解に関する科目	家庭教育論	講義	2	家庭教育論	講義	2	2	教科に関する科目	基礎技能			
				相談援助I	演習	1	1		実習			
	社会福祉援助技術	演習	2	社会福祉援助技術	演習	2	2		実習			
	基礎技能	演習	4	基礎技能	演習	4	4		実習			
									実習			
④実習	保育実習	実習	5	保育実習	実習	5	5	教職に関する科目	教育実習	5	5	6
⑤総合演習	総合演習	演習	2	保育実践演習	演習	2	2		総合演習（教職実践演習）*	2	2	2
⑥～⑩選択必修		8	選択必修			6	6					
⑪	保育実習IIまたは実習	実習	2	保育実習IIまたは実習	実習	3	3					
教養科目	体育に関する講義および実技それぞれ1単位		2	体育に関する講義および実技それぞれ1単位		2	2	免許法66-6関係	体育	2	2	2
			6	日本国憲法2、外国語コミュニケーション2、情報機器の操作		6	6		日本国憲法2、外国語コミュニケーション2、情報機器の操作2	6	6	6
				選択必修			10		教科又は教職に関する科目	0	10	34
				保育実習IV	実習		3					
			68	計		68	81	計		39	59	63

*
2年後に変更

第4章 4年制保育士資格とステップアップの仕組み

より高度な保育士の専門性という社会的要請に応えるために、4年制保育士資格の創設が望まれている。ここでは保育士養成の現状、経緯、4年制保育士資格の必要性を明確にする一方で、2年制資格を取得後に現場で実践経験を積んだ上で、4年制保育士資格を取得できるルートについて検討する。

I. 保育士養成の現状

核家族の進行、女性の社会参画、多様化した就業形態、家庭と地域の変容など、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、少子化の進行と虐待の増加など、種々の課題を生み出している。この間、保育士の資格と業務に関する法制度も大きく変わった。2001（平成13）年児童福祉法改正によって、保育士は国家資格となり、保育と保護者支援の二つがその業務であると位置づけられた^{*1}。さらに発達障害、ひとり親家庭や児童虐待など、特別な支援が必要な子どもと家庭は増加しており、保育士はそれに対応する専門職の一つとして位置づけられている^{*2}。今日、保育士には、このような保育・福祉ニーズに応えることのできるより高い資質が求められている。

この社会的要請に応えるために、2001年児童福祉法一部改正は保育士の専門性の維持・向上を努力義務として明記し^{*3}、2002（平成14）年度より改正された保育士養成課程は、家族援助論の新設、保育実習の強化等が行われた。さらに2008年

*1 児童福祉法〔保育士の定義〕第18条の4：この法律で、保育士とは、第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。

*2 2003年母子・寡婦福祉法の改正、2004年児童虐待防止法の改正に伴って、保育所にはひとり親家庭・被虐待児等の要保護児童が優先的に受け入れられることになった。また発達障害児支援法第7条には、「市町村は保育の実施にあたっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通して図られるよう適切な配慮をするものとする」と定められている。保育所に入所するこれら特別な支援が必要な子どもの保育と保護者支援を行う専門職は、保育士である。

*3 （第48条の2）保育所に勤務する保育士は、乳児・幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

に改定された保育所保育指針は、保育士の研修を職務として位置づける^{*4}など、保育士の養成課程及び現任に就いた後も、専門性をより高度化することを求めており、また、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会は、社会的養護を担う職員の専門性を確保するために、保育士の専門性や質の向上等のあり方を検討する際に併せて、その資格について検討する必要があることを明記している^{*5}。さらに、2009年度からは「次世代育成支援の人材養成事業」が新規事業としてスタートし、地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネーター的役割を果たす者の養成が行なわれる。すなわち、児童虐待等によって社会的養護が必要な子どもに対応できる高度の専門性の観点からも、子育て支援・保育から虐待対応まで地域における幅広い支援をコーディネートできる人材が必要とされているが、それらは現行の二年間の養成では困難であり、この点からも4年制保育士資格の創設は急務となっている。

一方で保育士養成の動向を見ると、保育士養成施設（養成校）は平成9（1997）年頃から少しづつ増加はじめ、平成19（2007）年には544カ所、入学定員51,270人となっている。特に4年制大学の拡大が顕著であり、平成9年には26カ所、入学定員2140人であったものが、10年後の平成19

（2007）年には171カ所、12,513人、養成施設全体の3割を占めている。（「表1 年度別指定保育士養成施設の施設数及び入学定員の推移」参照）。ただし、現行の保育士資格は、2年間養成のみの単一資格であり、4年制大学における保育士養成であっても、資格としては2年制保育士養成校と変わらない。また、今日、現任研修の重要性が

*4 保育所保育指針 第7章 職員の資質向上：保育所保育指針第1章（総則）から前章（保護者に対する支援）までに示された事項を踏まえ、保育所は、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めなければならない。

*5 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書「社会的養護体制の充実を図るためにの方策について」（2007.11.4）人材確保のための仕組みの拡充、社会的養護の質を確保するため、以下のような施策を推進することにより、その担い手となる職員及びその専門性を確保するとともに、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。なお、社会的養護に関する資格のあり方については、今後、国において保育士の専門性や質の向上等のあり方を検討する際に併せて検討する必要がある。

表1 年度別指定保育士養成施設の施設数及び入学定員の推移

年度	大学		短期大学		専修学校		その他の養成施設		合計	
	力所数	入学定員	力所数	入学定員	力所数	入学定員	力所数	入学定員	力所数	入学定員
62年	19 (5.7%)	1,700 (5.3%)	221 (66.0%)	23,870 (74.2%)	52 (15.5%)	3,810 (11.8%)	43 (12.8%)	2,800 (8.7%)	335 (100.0%)	32,180 (100.0%)
63年	20 (5.9%)	1,750 (5.4%)	221 (65.2%)	23,825 (74.0%)	58 (17.1%)	4,030 (12.5%)	40 (11.8%)	2,600 (8.1%)	339 (100.0%)	32,205 (100.0%)
元年	20 (6.0%)	1,930 (6.1%)	220 (65.7%)	23,650 (74.5%)	55 (16.4%)	3,800 (12.0%)	40 (11.9%)	2,360 (7.4%)	335 (100.0%)	31,740 (100.0%)
2年	21 (6.3%)	1,980 (6.3%)	221 (66.0%)	23,700 (74.9%)	55 (16.4%)	4,130 (13.0%)	38 (11.3%)	1,840 (5.8%)	335 (100.0%)	31,650 (100.0%)
3年	20 (6.1%)	1,935 (6.1%)	221 (67.0%)	23,930 (75.6%)	52 (15.8%)	3,800 (12.0%)	37 (11.2%)	1,990 (6.3%)	330 (100.0%)	31,655 (100.0%)
4年	21 (6.4%)	1,985 (6.3%)	222 (68.1%)	24,000 (75.8%)	51 (15.6%)	3,730 (11.8%)	32 (9.8%)	1,940 (6.1%)	326 (100.0%)	31,655 (100.0%)
5年	21 (6.4%)	1,950 (6.2%)	221 (67.8%)	23,830 (76.1%)	52 (16.0%)	3,690 (11.8%)	32 (9.8%)	1,840 (5.9%)	326 (100.0%)	31,310 (100.0%)
6年	21 (6.4%)	1,950 (6.3%)	221 (67.6%)	2,330 (75.5%)	53 (16.2%)	3,790 (12.3%)	32 (9.8%)	1,840 (6.0%)	327 (100.0%)	30,910 (100.0%)
7年	22 (6.7%)	1,900 (6.2%)	219 (67.2%)	23,075 (75.3%)	55 (16.9%)	3,890 (12.7%)	30 (9.2%)	1,780 (5.8%)	326 (100.0%)	30,645 (100.0%)
8年	24 (7.3%)	2,100 (6.8%)	217 (66.4%)	22,865 (74.4%)	58 (17.7%)	4,090 (13.3%)	28 (8.6%)	1,670 (5.4%)	327 (100.0%)	30,725 (100.0%)
9年	26 (7.8%)	2,140 (6.9%)	219 (65.8%)	22,945 (74.4%)	59 (17.7%)	4,100 (13.3%)	29 (8.7%)	1,670 (5.4%)	333 (100.0%)	30,855 (100.0%)
10年	28 (8.4%)	2,200 (7.2%)	217 (65.4%)	22,825 (74.2%)	59 (17.8%)	4,130 (13.4%)	28 (8.4%)	1,590 (5.2%)	332 (100.0%)	30,745 (100.0%)
11年	30 (8.9%)	2,360 (7.6%)	217 (64.6%)	22,855 (73.7%)	64 (19.0%)	4,530 (14.6%)	25 (7.4%)	1,270 (4.1%)	336 (100.0%)	31,015 (100.0%)
12年	40 (12.0%)	2,971 (9.5%)	217 (65.2%)	22,845 (72.8%)	60 (18.0%)	4,790 (15.3%)	16 (4.8%)	790 (2.5%)	333 (100.0%)	31,396 (100.0%)
13年	56 (15.6%)	4,178 (12.7%)	222 (61.8%)	23,295 (70.7%)	68 (18.9%)	4,800 (14.6%)	13 (3.6%)	670 (2.0%)	359 (100.0%)	32,943 (100.0%)
14年	75 (19.4%)	4,853 (14.3%)	227 (58.8%)	23,295 (68.7%)	75 (19.4%)	5,290 (15.6%)	9 (2.3%)	460 (1.4%)	386 (100.0%)	33,898 (100.0%)
15年	89 (21.4%)	5,603 (15.5%)	236 (56.9%)	24,400 (67.6%)	82 (19.8%)	5,690 (15.8%)	8 (1.9%)	410 (1.1%)	415 (100.0%)	36,103 (100.0%)
16年	96 (21.9%)	6,518 (16.9%)	249 (56.7%)	25,825 (66.8%)	88 (20.0%)	6,025 (15.6%)	6 (1.4%)	310 (0.8%)	439 (100.0%)	38,878 (100.0%)
17年	119 (25.4%)	8,368 (20.2%)	255 (54.4%)	26,530 (64.0%)	90 (19.2%)	6,315 (15.2%)	5 (1.1%)	260 (0.6%)	469 (100.0%)	41,473 (100.0%)
18年	141 (28.0%)	10,128 (22.2%)	262 (52.1%)	28,595 (62.6%)	95 (18.9%)	6,695 (14.7%)	5 (1.0%)	260 (0.6%)	503 (100.0%)	45,678 (100.0%)
19年	171 (31.4%)	12,513 (24.4%)	266 (48.9%)	31,220 (60.9%)	102 (18.8%)	7,277 (14.2%)	5 (0.9%)	260 (0.5%)	544 (100.0%)	51,270 (100.0%)
20年	191 (33.9%)	14,213 (26.1%)	265 (47.1%)	32,785 (60.2%)	102 (18.1%)	7,247 (13.3%)	5 (0.9%)	260 (0.5%)	563 (100.0%)	54,505 (100.0%)

(注) 保育課調べ:各年度4月1日現在

指摘されているが、国家資格としてのステップアップの制度がないため、関係団体や学会等によって種々の認定が行われるにとどまり⁴⁶、資格上のステップアップとしては、社会福祉士・幼稚園教諭免許一種・専修・等の近接領域の他資格を取得する方法しかない。保育士としての高度な専門性を確立し、これに対する社会的信頼と認識を高めるためにも、4年制保育士資格の創設が求められているといえよう。

ただし、卒業後の進路を養成校種別にみると、平成18年の場合、43,478人の保育士就職者のうち、19,773人が保育所に就職しているが、そのうちの4年制大学卒業生は1,936人、9.8%であり、1割弱である。保育所保育士として就職した大半は短期大学・専修学校など2年制を中心とした養成施設（養成校）で占めている。児童福祉施設では多少割合が高くなるが、1,294人の就職者総数のうち、4年制大学卒業生は217人、16.8%である（「表2 指定保育士養成施設種別ごとの保育士となる資格取得者の就職状況」参照）。今後4年制大学による保育士養成が増加していくとしても、毎年約4万人を超える養成校新卒者の保育現場への供給の大部分は2年制養成施設（養成校）が担っているという実態が明らかである。

従って、近年の保育環境の変化に伴う保育者の専門性への高まりの中で、4年制保育士養成課程を確立し、専門性の高度化を図りながら、一方で、現場への供給は従来の2年制中心の養成が担うこととなろう。だとすれば、現場で実践経験を経た者が学習を積み重ねて、4年制保育士資格を取得するルートを創設することは、保育士個々の専門性向上への意欲と自覚を高めることにとどまらず、保育士全体の専門性を高めていく上でも、必須となる。

II. これまでの経緯（先行研究調査の結果）

これまで4年制保育士養成に関しては、各大学

⁴⁶ 例えば医療保育専門士（1997年度に日本医療保育学会が医療保育の普及と研修を目的として保育士を中心に医療関係者によって創設）、保育活動専門員（所定の研修等を受講した者を「保育活動専門員」として全国保育協議会・全国保育士会が認定（任意）することとし、もってその者の活動を通じて地域の保育活動や保育組織の活性化を図り、子ども家庭福祉の増進に寄与することを目的としている）など

等による個別の研究の他に、社団法人全国保育士養成協議会に加盟する4年制大学の教員有志の参加による「四年制保育士養成カリキュラム検討懇話会」などによって、検討が続けられてきた。それら先行研究の経緯は、「表3 四年制保育士養成教育課程に関する先行研究・資料等（1990年以後）」の通りである。

このうち社団法人国保育士養成協議会が行った「保育士の資質と養成期間に関する研究」（2003.12.）は、4年制保育士養成に関するこれまでの意見を整理したものとなっている。この研究は、児童・家族の保育・福祉のニーズに応えることのできる保育士養成のあり方を探るものであり、養成期間（年限）に焦点をあてて検討している。方法として、①先行研究の検討、②保育・福祉現場の実践者及び保育・福祉領域の教育・研究者に対するヒアリング、③保育所・乳児院・児童養護施設を対象とするアンケート調査、④その他有識者のヒアリング、という多角的な視点から、総合的な検討を行っている。結論として、およそ以下の内容をまとめている。

- (1) 2年制養成をコアとした上で、保育士養成の構造の再検討が必要である。
- (2) 3年制養成の位置づけについてはこれまでも一定の役割を果たしてきているが「養成期間」を検討する上ではさらに授業科目を検討整備し、位置付けの説明が必要である。
- (3) 現在の4年制における養成は、養成課程をおく学部の特質が必ずしも活かされているとは思えない。4年制養成が社会的にも、また現場からも要請があることを考慮すると、現行の2年制養成課程を履修することでは済まされない。
- (4) 2年制、3年制、4年制、大学院を養成課程としてどういう軸を通すことができるか、検討する必要がある。
- (5) 4年制の場合、2年制に比して相対的に学部ごとの独自性があり、そのことを現実条件として考慮して、養成課程の検討案づくりをすべきであろう。
- (6) 具体的な作業に入るには、従来の検討資料をどのように扱うかを確認する必要がある。

指定保育士養成施設種別ごとの保育士となる資格取得者の就職状況

(平成18年度)

区分	施設数	総数		保育所		児童福祉施設		児童事業		知障者施設		身障者施設		老人施設		幼稚園		その他	
		か所	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人
大学	141	5,425	100.0	1,936	35.7	217	4.0	72	1.3	94	1.7	22	0.4	89	1.6	1,335	24.6	1,660	30.6
短期大学	262	31,930	100.0	14,919	46.7	797	2.5	783	2.5	575	1.8	122	0.4	475	1.5	6,909	21.6	7,350	23.0
専修学校	95	5,897	100.0	2,754	46.7	264	4.5	267	4.5	209	3.5	35	0.6	84	1.4	1,058	17.9	1,226	20.8
その他 施設	5	226	100.0	164	72.6	16	7.1	1	0.4	5	2.2	0	0.0	0	0.0	6	2.7	34	15.0
計	503	43,478	100.0	19,773	45.5	1,294	3.0	1,123	2.6	883	2.0	179	0.4	648	1.5	9,308	21.4	10,270	23.6

(注) 1. 保育所とは、児童福祉法第39条に規定する保育所をいう。

2. 児童福祉施設とは、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所以外の児童福祉施設並びに同法第17条に規定する児童の一時保護施設をいう。

3. 児童事業とは、児童福祉施設以外の児童福祉事業及び児童関連事業を行う施設(へき地保育所等)における事業をいう。

4. 養成所数…平成18年4月1日現在

また、「児童福祉施設等職員の資質向上に関する研究ー就学前の児童の保育・子育て支援の専門性と資質向上ー（平成17年度厚生労働科学研究）」は、先行研究の調査結果として、「社会の複雑化・少子化の影響を受けて保育士の職務内容にも多様性と専門性の高まりが求められており、保育士養成が従来の二年間養成を基盤としつつも、新たに四年間養成を位置づけようということについては、いずれの研究、現場の意見にも異論はみられない。」と結論づけている。さらに他資格と比較して、幼稚園教諭は専修・一種・二種があることから、二年間養成のみの保育士は専門性が低いという社会的通念が一部に生じていることを懸念している。さらに4年制大学での保育士養成が拡大していることを示し、二年制養成を基盤としながら四年間の教育課程を新設することを今後の課題として提示している。その際の方法として他資格の検討から、第一に幼稚園教諭と同様に専門性の深化を求める方法、第二に看護師と保健師・助産師の場合と同様に特定領域へのスペシフィック化を求める方法の二つがあることを示している。その上で、保育士は乳幼児の保育のみならず、思春期までの児童全般を対象とし、そこには障害・虐待・非行など専門的な援助を必要とする児童も含んだ総合的な基礎資格であることや、子どもの発達支援・自立支援という専門性を

高めるためには保育・教育・子育て支援の専門性を連動させて高めていくことが重要であり、また幅広い他職種と連携することができる素養や柔軟性が求められる。このような保育士のあり方から、専門性の濃度を深めるというよりも、むしろ二年間のジェネリックな専門性の基の上にたって、各領域ごとのスペシフィックな専門性を高めていくという方向性、いわば医療型と同様の資格の重層化の方向を提言している。ただし、その際に単に専門性の幅を広げるだけでは、保育士の専門職としてのアイデンティティを失うことになりかねない。保育士という専門性の軸を核としてこれに確固たる基盤を築いた上で、いくつかの領域へのスペシフィック化が求められること、このようなスペシフィックな専門性を育成するためには、養成校でのジェネリックな専門性の基盤の上に、実践を踏まえ、これを理論と照らし合わせて検証していくという作業が不可欠であり、現場との連携が不可欠であることを示唆している。このためには、現行の二年間養成教育の点検・拡充にとどまらず、現任研修の拡充やこれと養成校教育とのリンク、大学院教育も視野に入れたリカレント教育、など、現場での実践を踏まえて、理論的に研鑽し、専門性向上を図るためのシステムが望まれる。

表3 4年制保育士養成教育課程に関する先行研究・資料等（1990年以降）

タイトル	著者等	発表年	掲載誌・貢等
要望書「四年制保母養成について」	四年制保母養成カリキュラム検討懇話会	1990.9.	
保母養成カリキュラム改訂に向けての意見書	全国社会福祉協議会・保母養成カリキュラム検討委員会	1990.2.	
今後の保母養成のあり方について	中央児童福祉審議会意見具申	1991.4.24.	
四年制大学保母養成課程についての提言	日本社会事業大学社会事業研究所	1992.7.	
今後の保育所のあり方について（提言）	これからの保育サービスの目指す方向	1993.4.	
今後の保育のあり方について（意見）	全国保母会	1993.6.	
保育制度に関する提言とその考え方	全国保育協議会	1993.6.	

新しい時代の保育所機能と運営を考える	全国保育協議会（新しい保育所のあり方に関する検討委員会）	1993. 9	
地域における家庭支援システムの構築とその推進に向けて（中間のまとめ）意見具申	東京都児童福祉審議会	1994. 8.	
保健福祉行政の新たな展開が福祉専門教育に及ぼす影響に関する調査研究 －児童福祉士（仮称）養成について	日本社会事業大学社会事業研究所	1995. 3.	
民間保育サービスの保育従事者の資質に関する調査研究事業報告書 －保母の専門性と養成・資格制度の課題に着目して－	全国保母養成協議会（子ども未来財団委託業務）	1995. 3.	
エンゼルプランとこれから保育所の運営改善	全国保育協議会（保育所の運営改善に関する検討委員会）	1995.	
利用しやすい保育所」と保母の役割 －「豊かな保育所の構築と保母の役割を考える会」報告一	全国保母会	1995. 5.	
保母養成の年限について	保母養成のあり方研究会	1996. 3.	多様な保育ニーズに対応できる保母養成のあり方について、pp. 41-44
ソーシャルワークの観点から見た保育実習のカリキュラム構造と課題	田辺敦子・金子恵美	1997. 3. 31.	保母養成研究第14号、全国保母養成協議会、pp. 1-12
保母養成の年限について	保母養成のあり方研究会	1997. 3.	多様な保育ニーズに対応できる保育士養成
保健福祉行政の新たな展開が福祉専門教育に及ぼす影響に関する調査研究 －本学における児童ソーシャルワーク課程のあり方について－	日本社会事業大学社会事業研究所	1997. 3.	
児童福祉施設保母の職務と保母養成の課題に関する調査報告書Ⅱ －あらゆる保母に共通して求められる「養護」の原理－	全国保育士養成協議会	1997. 10. 23.	保育士養成資料集第18号
四年制保母養成カリキュラム検討のための資料	全国保母養成協議会・平成9・10年度プロジェクトチーム	1998. 6. 16	保母養成カリキュラム（案）提案の概要、pp. 65-71
要望書「全国保育士養成課程の新設について」	全国四年制保育士養成カリキュラム検討懇話会	1999. 11.	「保育士の役割の再認識」
四年制保育士養成についての検討	全国保育士養成協議会	1999. 9. 20.	保育士資料集第27号「保育士の役割の再確認」
四年制保育士課程についての検討	全国保育士養成協議会・平成11年度プロジェクトチーム報告	2000. 6. 26.	保育士資料集第30号、pp. 26-31
保育士養成課程と関連する専門職養成課程の比較	全国保育士養成協議会	2000. 10. 19.	保育士養成資料集第31号
四年制保育士養成教育課程の課題と見通し	全国保育士養成協議会		全国保育士養成協議会第39回研
四年制大学保育士課程におけるカリキュラムの検討	井上肇	2000. 10. 20.	全国保育士養成協議会第39回研究大会研究発表論文集、pp. 86-87

四年制大学で保育士を養成する意義について	佐々木宏子	2000. 12.	季刊「保育問題研究」186号。pp. 152-155
四年制大学における保育士養成の今日的課題	全国四年制保育士養成カリキュラム検討懇話会	2001. 5. 27.	日本保育学会・自主ラウンドテーブル
今後の保育士養成課程等の見直しについて(報告)	保育士養成課程等検討委員会(厚生労働省雇用均等・児童家庭局)	2001. 2. 16.	
福祉系四年制大学における保育士養成	金子恵美	2001. 9. 28.	全国保育士養成協議会第40回研究大
保育所保育士は大学院教育に何を望んでいるか 一徳島市・鳴門市のニーズ調査を通してー	田村隆宏・岩崎美智子・浜崎隆司・塩路晶子・佐々木宏子・橋川喜美代	2002. 3. 31.	保育士養成研究第19号、全国保育士養成協
保育士資格の研究 一政令資格から法律資格へ、その本質を探る。	全国保育士養成協議会	2003. 9. 26.	保育士養成資料集第38号
保育士の資質と養成期間に関する研究	全国保育士養成協議会	2003. 12.	
保育士の資質向上に関する調査研究報告書 一平成17年度ー	金子恵美、石井哲夫、森上史郎、増田まゆみ	2006. 03.	2005年度厚生労働科学研究
保育士養成システムのパラダイム転換ー新たな専門職像の視点からー	全国保育士養成協議会	2006. 5. 27.	保育士養成資料集第44号

II. 本研究の結果

本研究においても、保育士養成年限等について、児童福祉施設等（2006）と保育士養成校（2007）に尋ねている。その結果は次の通りである。

1. 保育士の養成年限について

保育士の養成年限について、質問紙調査結果（図1 保育士の養成年限）参照）をみると、

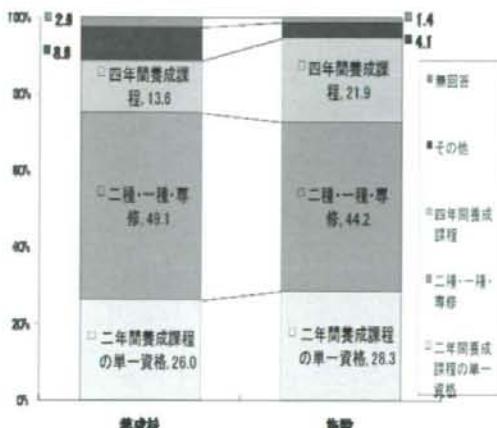


図1 保育士の養成年限

4年制保育士が必要（「2年制と4年制の段階化」「すべて4年制に移行」の両者）と答えた割合は、児童福祉施設等で66.1%、保育士養成校で62.7%であり、「現行の二年間養成課程を基盤とする単一資格でよい」とすると意見（施設28.3%、養成校26.0%）より有意に高い。このうち、養成年限の異なる資格として2年制と4年制とに段階化する（幼稚園教諭免許のように二種（短期大学等）・一種（大学等）・専修（大学院等）のような資格とする）という意見は、養成校で49.1%、施設で44.2%、と約半数を占めている。「すべて4年間養成課程の資格に移行する」という意見は、施設に多く、29.1%、養成校は13.6%、となっていいる。すなわち、現場はより4年制養成を求めていいるといえる。また学校種別でも違いが見られ、4年制大学で「現行の二年間養成課程の単一資格とする」という意見は有意に低い。これに対して各種・専修学校は「二種・一種・専修のような資格とする」とするという意見が、有意に低い。

2. 4年制保育士資格が必要な理由

4年制保育士資格が必要だと回答した理由（図2 保育士の養成年限）参照）をみると、施設・養成校とともに5割を超えた選択肢は「より高度な保育の専門性」「入所児童の親に対応でき

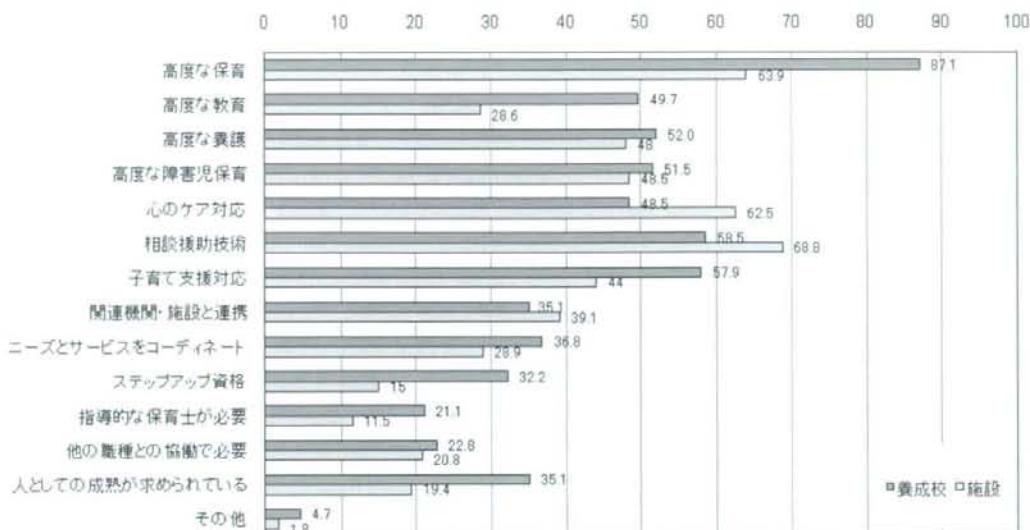


図2 4年制養成課程が必要な理由

る相談援助技術の専門性」であった。次いで高いものは、「被虐待児等心のケアを必要とする子どもに対応できる専門性」「地域の子育て支援に対応できる専門性」「より高度な養護の専門性」「より高度な障害児保育の専門性の必要」がある。

ヒアリング結果も同様の傾向であり、現行の2年制養成に加えて4年制養成を創設するという意見が多い。養成校では二年間では十分でないという認識が多く、その中には、3年制に延ばすという意見も見られる。ただし4年制の必要性を唱える場合でも、2年の基礎資格ともう2年での専門資格といった考え方や、幼稚園教諭と同様に2年制、4年制、修士課程という段階化の意見も見られる。また大学院・専門職大学院への言及が顕著で、保育士の専門性へのニーズが高まっていることがうかがえる。

3. ステップアップの仕組みについて

仮に4年間養成の資格を新設するとした場合に、2年間の保育士資格を有して現場で働く者が、一定の現場経験の後に4年間養成課程の資格を有することができるような仕組みを設けることが必要と考えるか尋ねたところ、施設・養成校共にこのようなステップアップの仕組みが必要としている(施設83.4%, 養成校93.0%, 「図3-4

年制保育士資格へのステップアップ」)。

施設へのヒアリング結果をみると、ステップアップの仕組みは、4年制資格を創設する際の条件として、積極的に取りあげられている。また、このためには現任研修の充実が必要という意見もみられた。学識経験者ヒアリング結果でも、「ベーシックな資格の上に、ステップアップしてスペシャライズした資格とすること」と、ステップアップのイメージについては共通している。

養成校へのヒアリング結果も同様であり、例えば「短大が地方で地元に根ざすような社会的な役割と2年、4年、大学院までいった学生が現場に戻れるという繋がりが必要」という意見がある。いずれの結果をみても、4年制保育士養成を創設

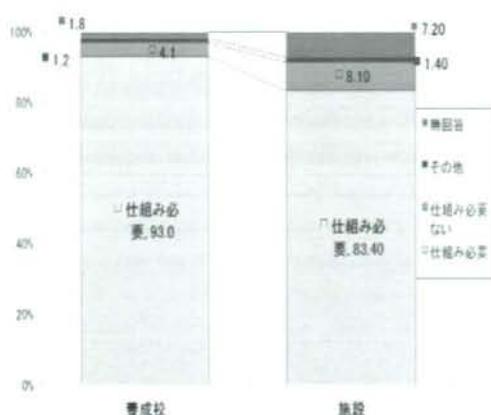


図3 四年制保育士資格へのステップアップ

する場合にはステップアップの仕組みが必要ということは、一致している。

このような現場において4年制保育士資格へステップアップする仕組みを作ることの意義は下記、四点に整理できる。

1) 個々の保育士の専門性向上へのインセンティブ

研修の必要性が強調されているが、資格と結びつことで、このためのインセンティブが働くことや、その専門性に対する社会的認知が期待できる。これは、各種の保育団体・学会が、独自の資格認定をしていることにも表れている。同時に、今後、待遇改善につながることも期待される。

2) エビデンス・ベースド・プラクティス（根拠に基づく専門性の向上）

現場での経験者が、再度、理論を学ぶことを通して、日頃の実践について、理論と結びつけて整理し、根拠を持って実践を行うことができる。

3) 保育士全体の専門性向上

高度の専門性は、4年制大学を卒業した者のみに期待されていることではない。とくに現状からは、4年制保育士資格を創設した後も、現場への新たな供給の大半は従来の2年制中心の養成が担うこととなることが推測される。したがって、現場で実践経験を経た者

が学習を積み重ねて、4年制保育士資格を取得するルートを創設することは、保育士個々の専門性向上への意欲と自覚を高めることにとどまらず、保育士全体の専門性を高めていく上で、必要とされる。

4) 社会的信頼・認識の向上

幼稚園教諭（二種から一種へ）、社会福祉士（現場での5年間の経験者の国家資格受験資格の授与）等、他資格においてもルートが創設されていることからも、実践者がその専門性にふさわしい社会からの信頼や認識を得るために、資格の取得が望まれる。

*「ステップアップの仕組み」について
ここでいうステップアップの仕組みとは、「2年間養成課程の保育士資格を有して現場で働く者が、一定の現場経験の後に4年間養成課程の資格を取得することができるような仕組み（例えば一定の現場経験＋研修または試験等）」を指す

IV. 他領域におけるステップアップの方法

1. 現任経験者が資格試験を受けることができる仕組み

他の資格をみてみると、現場からステップアップする仕組みがある資格は下記の通りである。

【幼稚園教諭（二種から一種へ）】

二種幼稚園教諭は、5年間の実務経験の間に、45単位の研修を受け、教員試験に合格したもののが、一種幼稚園教諭を取得できる。ただし35歳までという年齢制限がある。

【栄養士・管理栄養士】

3年間の実務経験の後に、試験を受け、合格した者が管理栄養士となることができる。

2. 養成課程・国家試験が必須の資格

【助産師・保健師】

看護師の資格取得後に、保健師・助産師の教育課程を履修し、国家試験を受ける。合格した者が助産師、あるいは保健師となることができる。

3. 資格取得

ステップアップではないが、現任経験者が資格試験を受けて資格を取得することができるものとして、下記がある。

【社会福祉士国家試験】

5年間の現任経験者に対して、社会福祉士国家試験受験資格を付与している。国家試験に合格した者は、社会福祉士として登録できる。

【幼稚園教員資格認定試験（幼稚園教諭免許取得のための試験受験資格）】

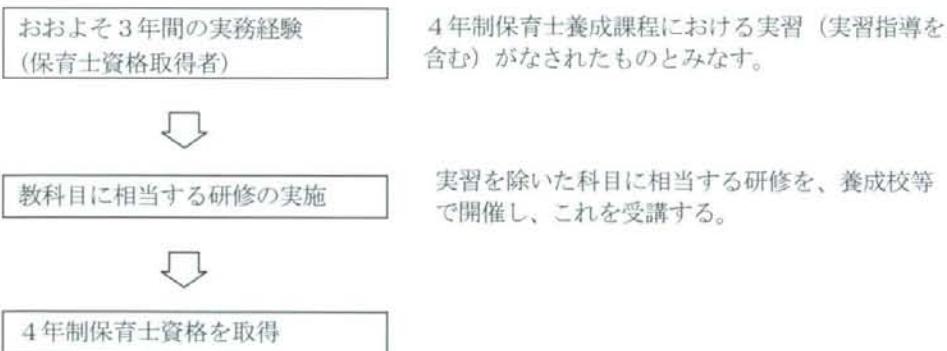
3年間の保育所保育士としての経験の後に幼稚園教員資格認定試験に合格すると、幼稚園教諭二種免許を取得できる。なお、教育職員検定は、都道府県の教育委員会が実施する試験のことであり、制度的に別の試験である。

みを参考に、下記の方法を提案する。

なお、ステップアップは実務経験がある者に限り、2年制保育士資格を有していても、実務経験のない者は、養成校に編入するか、あるいは実際に働いた後にこの仕組みを活用する。

V. ステップアップの方法

上記の他領域におけるステップアップの仕組



	本研究による4年制養成課程案		ステップアップ研修
A1案	選択必修 18単位	①～④の系列に該当する科目を、各大学が設置し、その中から学生が18単位を履修	9科目
A2案	選択必修 9単位	①～④の系列に該当する科目を、各大学が設置し、その中から学生が9単位を履修	4.5科目
B案	選択必修 10単位	「児童の保育」と「児童の保護者に対する支援」の両者、あるいはいずれかに関わる科目を各大学で設置し、その中から学生が10単位を履修	5科目

第5章 大学院教育による保育士養成

I. 有識者及び学識経験者への調査から

平成18(2006)年度に実施した児童福祉施設の施設長等有識者への質問紙調査において、大学院における保育士養成の必要性について尋ねたところ(複数回答)、「専門職大学院での保育士養成が必要」(46.4%)、「大学院における保育士養成は必要ない」(35.4%)、「研究を中心とする大学院での保育士養成が必要」(15.3%)という順になった。大学院が必要という意見は、合わせて6割を越えている。また、研究を中心とする大学院よりも、専門職養成を行う大学院の割合が高く、現職者の専門性向上の機会が求められていることが分かる。

ヒアリングでは、以下のような意見が見られた。

- ・二種を基本として、専門家として一種や専修にしていい。専修は、施設経営論や地域福祉へのかかわりなどプラスアルファを勉強。
- ・年齢や社会的経験を重視する立場で見ると、2年間では対応できない。専門職大学院は社会的経験がある分有利。
- ・一種、二種、専修と、専門性を持たせた年限と内容に。
- ・3年制が望ましい。2年では短いが、4年かけるのも違う気がする。将来的には、一律に保育士というより、4年制、大学院卒、現場で一定レベルに達した人、実務経験年数などを勘案して、「上級保育士」「管理保育士」なども視野に。
- ・社会福祉分野の専門職の待遇の問題を整理するのが先決。2年制をベースとして、さらに特定の領域を勉強したい人を受け入れる制度は評価できる。現場経験者が専門職大学院に進むのは望ましい。

大学院を設置する場合、保育士資格に専門性に応じた階層を設けることや、実務経験のもとに専門職大学院で学ぶことへの肯定的意見が見られた。そうした際の待遇の問題についての言及も見られた。

学識経験者へのヒアリングでは、以下のような意見が見られた。

- ・他の職員に対する指導的な保育士も必要である。科目数は、増やさざるを得ない。もっと必要な履修すべき科目が多くなる。専門性が求められるからそう

だが、現実にいえば、基礎段階の第一段階のみでは現在の科目でも足りない。もう1つは、実習を高度化しなければならない。第一段階から第三段階までは、ステップアップがしていくような形が当然必要。大学院での養成も特に高度専門職大学院の領域で大事。研究を中心とする大学院もあってもいいが、専門職養成を行う大学院のウエイトの方が高い。

- ・幼稚園に合わせて二種、一種、専修していく。二種、一種と橋渡しするものを作る。専修で専門分化していくようなルート。四大卒を増やし、一種免許にして小学校教諭と対等にしたい。いずれは幼稚園としては、小学校教諭と同じような待遇にしたいと考えている。幼保合同でも学歴の差があることは問題がある。看護師の方が修士、博士が増えてきている。リーダー層は、博士がある。いずれ保育学博士をつくらなければならない。その時には、幼保が一緒になっての保育学博士が必要。
- ・保育士の専門性としての保育指導を固有の技術として創り上げ、それを大学で保育士が教える、保育指導技術演習を保育士が教えていくことが必要。そのためには、保育士資格を持つ人が養成校で教えられるだけの実力を身につけているようなリカレント、大学院で引き受けるなどのシステムを作っていく必要がある。

保育における多様で高度化したニーズのために、リカレント教育の意味も含め、大学院レベルの課程が必要であるという意見が見られる。現場職員の専門性の高度化という視点と、保育学の向上により専門性を高めていくという意見が見られる。

II. 養成校教員への調査から

平成19(2007)年度に実施した保育士養成校教員への質問紙調査において、大学院における保育士養成の必要性について尋ねたところ(複数回答)、「専門職大学院での保育士養成が必要」(64.9%)、「研究を中心とする大学院での保育士養成が必要」(29.8%)、「大学院における保育士養成は必要ない」(19.9%)であった。施設の有識者からの回答より大学院での教育が重視されている。

ヒアリングでは、大学院・専門職大学院への言及が予想より顕著で、保育士の専門性へのニーズが高まっていることがうかがえる。また4年制と